

「計画的な教育資金準備」と「もしものときの教育資金準備」をサポートする学資保険です

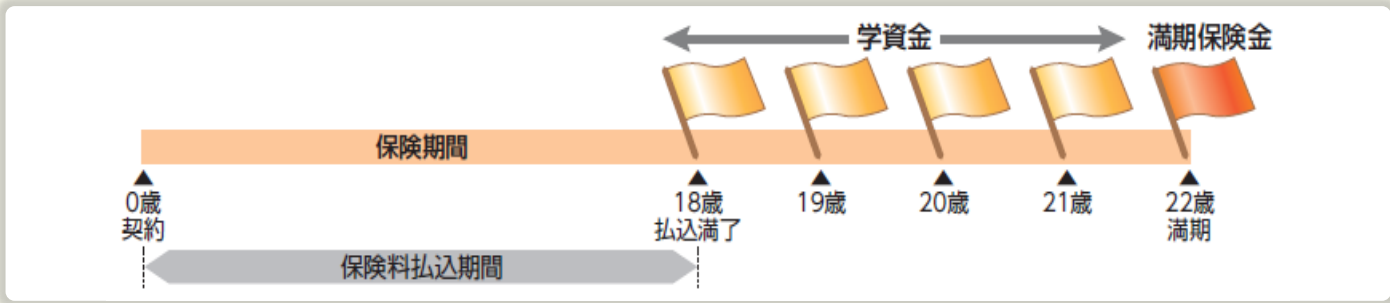
こども学資保険(2018)



契約例

18歳払込満了
22歳満期

契約者:個人
被保険者:お子さま(0歳)
死亡保険金受取人:個人



特徴

- 1 大学進学にかかる教育資金を準備できます。**
大学入学の時期から毎年、学資金・満期保険金を通算5回受け取れます。※1
- 2 お子さまが0歳から加入できるため、大学進学までの期間を利用して計画的な積み立てができます。**※2
「出生前加入特則」により、お子さまが生まれる前でも、出産予定日の140日前から加入できます。
- 3 こども応援団の場合 契約者が次の6つの事由のいずれかに該当したとき、以後の保険料の払い込みは不要になり、学資金・満期保険金は予定通り受け取れます。**※3

契約者の6つのリスクに備える

- 事由1 所定のがん
- 事由2 急性心筋梗塞
- 事由3 脳卒中
- 事由4 要介護状態
- 事由5 身体障害状態
- 事由6 死亡

- 4 Mickeyの場合 契約者が事由6死亡したとき、以後の保険料の払い込みは不要になり、学資金・満期保険金は予定通り受け取れます。**※3
契約者の保障(保険料払込の免除保障)がない型もあります。

※1 学資金は「学資金の支払日」に、満期保険金は保険期間満了時に、被保険者が生存している場合に受け取れます。
 ※2 学資金・満期保険金の受取総額が保険料の総額を下回る場合があります。また、解約返還金は多くの場合、保険料の累計額を下回ります。
 ※3 保険料払込の免除の対象とならない場合があります。くわしくは裏面「ご確認ください」および「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。



契約年齢範囲※4		取扱最低基準保険金額	取扱最高基準保険金額
契約者	被保険者		
18歳~85歳	0歳~10歳	30万円	500万円

※4 契約の型によります。裏面をご確認ください。

保険料払込方法	配当	付加できる特約
年一括払・半年一括払・月払	有配当(積立配当方式) ※詳しくは裏面をご確認ください。	保険契約者代理特約・指定代理請求特約

「こども応援団・Mickey」の取り扱い等について

●「こども応援団・Mickey」はこども学資保険(2018)の販売名称です。

商品の特徴	販売名称			
	契約の型	A型	B型	C型
	契約者の契約年齢	18歳～65歳		18歳～85歳
	契約者の範囲	被保険者の父母または祖父母		
	契約者の告知・診査	必要		不要
	契約者の保障範囲	保険料払込免除保障 あり		保険料払込免除保障 なし
	保険料払込の免除事由	・所定のがん ・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態 または治療のために手術を受けたとき ・所定の要介護状態 ・所定の身体障害状態 ・死亡	・死亡	-

学資金支払開始年齢と被保険者の契約年齢範囲

学資金支払開始年齢	払込満了・満期	被保険者の契約年齢範囲
17歳	17歳払込満了21歳満期	0歳～10歳
	15歳払込満了21歳満期	
	5年払込満了21歳満期	0歳～6歳
	10年払込満了21歳満期	
18歳	18歳払込満了22歳満期	0歳～10歳
	15歳払込満了22歳満期	
	5年払込満了22歳満期	0歳～7歳
	10年払込満了22歳満期	

学資金の支払開始は、被保険者の年齢が17歳または18歳となる年単位の契約応当日となります。

死亡給付金のお支払い

保険期間中に被保険者(お子さま)が死亡されたとき、所定の死亡給付金をお支払いして契約は消滅します。

【契約者配当金について】

契約者配当金は変動<増減>し、決算実績によっては、0<ゼロ>となることもあります。
●毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、契約後2年目から毎年お支払いします。毎年の決算の状況によっては配当金が支払われないこともあります。
●第一生命所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、契約者からの請求時や、保険金等の支払時にあわせてお支払いします。

こども応援団の保険料払込免除事由および対象とならない場合

事由 1 2 3

のとき

▶ 所定のがん<約款に定める悪性新生物(がん)>

契約者が、責任開始期以後、生まれて初めて「所定のがん」と医師により診断確定されたとき。ただし、責任開始の日から数えて90日以内にがんと診断確定されたときや、上皮内がん・非浸潤がん・大腸粘膜内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん等は対象となりません。

▶ 急性心筋梗塞

契約者が、責任開始期以後、急性心筋梗塞を発病し、治療のために所定の手術を受けたとき、または初診日から数えて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき。

●急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。**狭心症などは対象となりません。**

▶ 脳卒中

契約者が、責任開始期以後、脳卒中を発病し、治療のために所定の手術を受けたとき、または初診日から数えて60日以上、言語障害、歩行障害、まひなどの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき。

●くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。ただし、外傷性脳内出血などは対象となりません。

事由 4

のとき

▶ 要介護状態

公的介護保険の要介護2以上と認定されたとき。または、**第一生命が定める要介護状態が180日間継続した**(要介護2以上に相当)とき。

事由 5

のとき

▶ 身体障害状態

身体障害者福祉法における**1級から3級まで**の身体障害者手帳が交付されたとき。

事由 6

のとき

▶ 死亡されたとき

2024年6月時点の介護保険法・身体障害者福祉法等にもとじて記載しています。将来、法令等が改正された場合、これらの表現が当てはまらなくなることがあります。

【解約返還金について】

●解約返還金は、経過年月数等によって異なり、年々増加するものとは限りません。契約によっては減少することがあります。
●多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額となります。特に契約後短期間で解約されたときは、全くないか、あってもごくわずかです。

●この資料は2024年10月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。検討にあたっては「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。●取り扱う保険金額・保険期間などの詳細については、担当者にお問い合わせください。●第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません(第一生命委託先代理店も同様です)。

引受保険会社

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 (03) 3216-1211 (大代表)

●ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは…

神奈川県民共済生活協同組合 保険代理事業室
〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL.0120-371622

<資料請求サイト>

<https://www.kenminkyosai.or.jp/contact/insurance-agent/choice.php>

(登) C24P5032(2024.8.26)

●この資料は、2ページ構成です。他のページも必ずご確認ください。 2/2ページ